

平成 29 年 4 月 10 日

**消費者被害防止ネットワーク東海とマストパートナーズ株式会社との
差止請求に関する協議が調ったことについて**

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 協議の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海（以下「消費者被害防止ネットワーク東海」という。）が、不動産賃貸借に係る賃料等の債務保証業を営むマストパートナーズ株式会社（以下「マストパートナーズ」という。）に対し、借主の消費者（委託者）が、貸主との間で締結する不動産物件（以下「物件」という。）の賃貸借契約（以下「原契約」という。）に基づく賃料等の債務保証をマストパートナーズ（受託者）に委託するに際し、マストパートナーズとの間で締結する保証委託契約について、消費者に原契約に基づく債務不履行等があった場合にマストパートナーズが通知催告なくして原契約の解除及び物件の明渡しを請求できるとする旨の契約条項が、消費者契約法第 10 条に規定する消費者契約の条項に該当し無効であるとして、契約書面から当該契約条項を削除すること又は原契約の解除及び物件の明渡しを請求するには、信頼関係を破壊する程度の事由が生じた場合に限定した上で催告を必要とするよう契約条項を改定することを求めるなどした事案である。

(2) 結果

平成 29 年 1 月 23 日、マストパートナーズは、消費者被害防止ネットワーク東海に対し、原契約の解除及び物件の明渡しを請求できるとする旨の契約条項を削除するなどの契約条項の改定について連絡した。

これを受けて、平成 29 年 2 月 15 日、消費者被害防止ネットワーク東海は、申入れの趣旨に沿う内容の改定がなされたものとして、マストパートナーズに対し、申入れ終了の連絡をした。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

(法人番号 6180005007083)

3. 事業者等の氏名又は名称

マストパートナーズ株式会社 (法人番号 4011001067197)

4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう(消費者契約法施行規則第14条、第28条参照)。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>